

受付  
番号

## 軽井沢こもれびの街講座申込書

申請月日：令和 年 月 日

申請団体名：

代表者 住所：

氏名：

電話：

『軽井沢こもれびの街講座』実施要綱に基づき、次のとおり申し込みます。

なお、当集会等は要綱第7条の規定に基づく集会等ではないことを誓約します。

希望日時	第1希望	令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
	第2希望	令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
	第3希望	令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
実施場所		参加人数 (予定) 名	
希望講座		単数講座	複数講座
	第1希望	No.	No.
	第2希望	No.	No.
	第3希望	No.	No.
備考			

## 事務局取扱欄

			課長	課長補佐	係長	係員	担当者

## 講座担当課等処理欄 ( )

課長			課長補佐	係長	係員	担当者
<p>※ 講座へ派遣していただく職員等の役職名/氏名を記入して社会教育係まで回付してください。 調整・制限事項等ありましたら併せてご記入ください。 終了後、実施報告書の提出をお願いいたします。</p>						

“学びあい 奏であう こもれびの街ルネッサンス”

問い合わせ先：教育委員会 社会教育係 電話 45-8695 FAX 46-1152

『軽井沢こもれびの街講座』実施要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、町民等が構成する団体（以下「団体」という。）からの要請に基づき、団体が主催する集会等（以下、「集会」という。）に町職員を派遣し、職員の専門知識を生かした「軽井沢こもれびの街講座」（以下、「こもれびの街講座」という。）を行い、町民が町政に関する理解を深めるとともに、現代的課題等に関する知識を習得し、もって町民の生涯学習活動の推進及び町政の進展に寄与することを目的とする。

（開催団体）

第2条 「こもれびの街講座」を開催することができるのは、町内に在住、在勤又は在学する5人以上の者で構成される団体とする。ただし、特に認める場合は、この限りではない。

（受託の制限）

第3条 町長は、集会等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは「こもれびの街講座」を受託しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるもの
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるもの
- (3) 「こもれびの街講座」の目的に反すると認められるもの

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

※講座の動画撮影および録音は原則禁止とします。